第二　倉庫

府下の倉庫は明治十六年紀伊郡伏見町に設立したるものを以て濫觴とす。當初は一般商工業者未だ商品寄託の便を知らず、米穀類を除きては保管を託する貨物殆ど稀なりき。爾來法制の整備と商工業の發達とに伴ひ倉荷證券が資金融通の擔保に供せらるゝに及び、倉庫を利用する者多きを加へ、米穀以外に棉花・織物・生絲・繭・海産物・麥粉・肥料・紙・煙草・木材等を託するに至り、各倉庫の保管料・倉敷料等の收入亦漸次增加の趨勢にあり。最近府下の倉庫數百五十七、建坪一萬四百三十二坪に及べり。

第三　取引所

株式會社京都取引所は起源極めて古く、享保年間京都七條濱

に開設せられたる米穀取引所に其の端を發す。資本金百萬圓、各種有價證券及米穀の取引を爲す。

第四　京都市中央卸賣市場

大正十年二月京都市會に於て京都中央卸賣市場の建設を決議し、十二年經費總額五百萬圓を計上し、數次に亙りて大藏省より合計二百九十四萬圓を借入れ、十三年十二月愈〻建設に着手し十五年九月竣工の豫定なり。

第六章　社會事業

第一節　救貧施設

救貧恤窮は隣保相扶くるを以て本旨とするに依り、本府は特に郡市長を督勵して、恤救規則の趣旨に副はむことを期するは勿論、軍事救護法に基き傷病兵及其の家族若くは遺族又は下士兵卒の家族若くは遺族にして貧困なる者の救護の任を完うする爲め、大正九年物價騰貴に鑑み、內務大臣に申請して、救護金額を增額し、又救護を要する者にして本法の適用を受くることを得ざる者に對しては、帝國軍人後援會・愛國婦人會の各京都支部と連絡を執りて、救護上遺漏なきを期せり。行旅病人及行旅死亡

人の取扱に就ては、當該法律の發布に伴ひ取扱心得に必要なる改正を加へ以て現在に至れり。其の大正十三年度に於ける經費總額は一萬四千四百圓なり。

第二節　醫療施設

施藥救療　明治三十七年一月京都施藥院設立せられて以來、東亞慈惠會其の他數十の施藥救療團體興り、現に二萬七千八百五十人に施藥施療しつゝあり。

恩賜財團 濟生會　濟生會京都支部は大正元年八月府醫師會・公私立病院の承諾を得て、委託診療を開始し　聖旨を奉體して專ら救療に努め、更に九年京都市内に診療所四箇所を開設し、多數の無告の窮民を救治しつゝあり。尚目下病院建設の企畫あり。

第三節　防貧及經濟施設

職業紹介　京都市は大正八年職業紹介所を設立し、勞働の需給調節の爲め紹介事務を開始し、附帶事業として副業奬勵の爲め副業講習所を設け、本府の西陣職業練習所と共に專ら授産に努めつゝあるの外、宿泊に困窮せる救職者を收容する爲め無料宿泊所を、失業の續出に伴ふ勞働者の移動に應ずる爲め簡易宿泊所を經營し、簡易食堂をも附設して職業紹介所の機能を發揮するに努めつゝあり、

住宅供給　近年人口の增加と物價の騰貴とは、住宅の不足と家賃の暴騰とを誘致し、中産階級以下の生活著しく脅さるゝに至れり。依つて之が緩和策として京都市に於ても住宅供給を公

營するの必要を認め、市營住宅四箇所、五十一棟、二百九十二戸を建設したり。又警察官の爲めには警察後援會に於て警官住宅二百五十五戸を經營す。郡部に於ては伏見・舞鶴・宮津其の他に町營住宅あり。

公益質屋　公益質屋としては財團法人京都共濟會の經營するもの二あり。京都市在住者に小資金の融通を圖るを以て其の目的とす。三萬圓を事業資金とし、貸付金額は一口三十圓以下、同一人に對し六箇月以内に百圓以上の貸付を爲さゞるを原則とし、利息は民間質屋の半額を標準とす。

公設市場　京都市の公設市場は、大正七年物價の騰貴に因る中産階級以下の生活著しく不安に陷れる爲め、應急策として施設せるものに係り、市内便宜の地六箇所に開設せられ、別に移動市場三班を組織し、市民の必需に應じつゝあり。

公設浴場　公設浴場は京都市及京都共濟會の建設する所にして、主として要改善地區に建設せられ、教化・娯樂の機關を設備して、之を當該區民に無償貸與し、其の經營を委ね、住民の衛生・保健・慰安に備へつゝあり。

第四節　社會教化施設

第一　民風化育と勤儉奬勵

本府は曩に　戊申詔書の御趣旨を奉戴し、民力涵養に關する内務大臣の訓令に基き、郡市長に對し、立國の大義を闡明し國體の精華を發揚して健全なる國家觀念を養成すること、立憲の思

想を明瞭にし自治の觀念を陶冶して公共心を涵養し犧牲の精神を旺盛ならしむること、世界の大勢に順應して鋭意日新の修養を積ましむること、相互諸和して彼此共濟の實を擧げしめ以て輕進妄作の憾なからしむること、勤儉力行の美風を作興し生産の資金を增殖して生活の安定を期せしむることの五綱に亙つて實行要目を指示し、郡市町村をして其の細目を定めしめ、府に專任職員を置きて、講演會其の他活動寫眞を利用する等、專ら趣旨の普及徹底に努め、其の効果相當見るべきものありしが、更に一昨年　國民精神作興に關する詔書の渙發せられて以來、中央政府の方針を體して、勤儉奬勵委員會を設け、府廳及郡市役所町村役場を中心として、所在の官民相携へて、農會・商業會議所・産業組合・青年團其の他教化團體等と協力し、忠實業に服し、勤儉産を治め、以て國本を培養するの風を旺盛ならしむるに努めつゝあり。

第二　地方改善

大正八年十二月現在に於ける本府の要改善地區は百五十四箇所にして、現住戸數八千五百二十三、人口四萬二千百九十なり。大正十年九月以來專任職員を置き、地方改善を目的とする事業に對しては補助を與ふる爲め奬勵規程を設け、託兒所・集會所・共同浴場・トラホーム診療所の建設、道路・下水の改修、住宅の改良等の事業に奬勵金を交付することゝし、大正十三年度に於ては十五萬三千九百圓を交付せり。又人材養成の爲めには中等學校又

は專門學校程度以上の學校に在學若くは入學し、成績優良にして學習の資力乏しき者に對し學資を給與しつゝあり。大正十三年度に於ける給與金額四千七百圓とす。尙理由なき因襲的偏見を除去し、同胞の親和向上を圖るには京都府親和會あり。管内を通じて系統的に融和の促進に努めつゝあり。

水平運動 水平社は同人自から起ちて社會的差別待遇の撤廢を目的とするものにして、大正十一年三月京都市公會堂に於ける全國水平社創立大會以來、聯盟本部を京都に置き、各地の同志と呼應連絡して、專ら宣傳と糺彈とに努めたる結果、共鳴者日を逐うて增加し、熾烈なる水平運動の機運全國に瀰漫し、十三年三月第三回水平社大會を京都に開くや、全國より參ずる者實に

二千五百名に達せり。而も水平運動の、時に世人をして激越にして常規を逸すと認めしむる如き事例あるは、却つて其の窮極の目的を達成する所以にあらずとの穩健なる自覺擡頭し、漸次勢力を占めつゝあり。

第三　社會教化團體

本府に於ては明治十四年京都府教育會の設立以來、各種の社會教育機關逐年增加し、或は國民精神の振作に、或は文化の廣敷に、或は自治の訓錬に、産業の振興に寄與しつゝあり。

青年團 青年團は三十七八年戰役の頃を轉機とし、漸く往年の雜然たる若衆連中の狀態より脫し、盛に夜學會等を興して修養機關たるの素地を固めしが、大正四年内務文部兩大臣の訓令

に依り、修養團體として歸趨する所を明かにし、夫々施設經營する處あり。大正九年十一月畏くも皇太子殿下の令旨を奉戴してより、各地青年團は感激措く所を知らず、只管御趣旨に副ひ奉らむことに努め、成績亦見るべきもの多く、曩に郡市各聯合青年團の組織成りしを以て、最近京都府聯合青年團の組織を完了し、大日本聯合青年團に加盟するに至れり。

婦人會・處女會　婦人會及處女會は比較的近年の創設に係るとは雖も、時勢の進運は婦人の自覺と奮起とを促して止まず。本府亦之が奬勵に努め、講習に講演に、指導誘掖を怠らず。團體數逐年增加し、或は生活改善に、社會奉仕に、或は精神修養・體育奬勵・職業講習等に努めつゝあり。

少年團　府下與謝郡世屋村には、維新以前より文珠講なるものあり。少年團の嚆矢にして今に存す。又御大典記念事業として京都市に京都少年義勇軍創立せられしより、各地にボーイスカウト運動擡頭し、漸次其の團數を加へつゝあり。

少年赤十字團は管内各小學校上級生を團員とするものにして、府下全般に亙りて組織せらる。

第四　社會教育設備

圖書館　圖書館令に依る圖書館は府立一、公立二、私立五なり。

就中府立圖書館は明治五年京都集書院として設置したるに初まる。維新後に於ける圖書館の嚆矢とす。爾來興廢の跡を辿つて明治三十一年以來府營となれり。本館は三十七八年戰役の記念

として建築せられ、明治四十三年　今上陛下　東宮に在らせられし時台臨の光榮に浴したり。主として古記錄、公卿・社寺の諸記錄等の特別史料を始め、和漢の古書稀書を蒐集すると共に、京都の特産物たる染織品・陶磁器等凡そ美術工藝に關する參考資料の蒐集に努め、專ら特殊研究の利便を圖れるものあるも、大正五六年の頃より時代の要求を察し、集書の方針を改め、通俗圖書の選擇にも力を致して以來、青少年子女の閲覽著しく其の數を加ふるに至れり。現在藏書册數、和漢書九萬二千册、洋書五千四百册に及び、一年間の閲覽者數十二萬人なり。又一般の讀書慾を滿足せしめむが爲め明治三十六年以來巡回文庫を設け絶えず各郡市に貸出を行ひつゝあり。

兒童文庫としては明治三十八年、京都市生祥小學校に設けたるを以て嚆矢とし、各郡市の小學校を通じて附設するもの漸く多く、青年文庫及處女文庫と共に管下に洽からんとす。大正十三年に於ける簡易圖書館は兒童文庫二百四十一、通俗文庫三十四、青年文庫二百九、處女文庫五十三を數ふ。

植物園　大正二年、時の知事大森鍾一の計畫に基き、三井家同族會の翼賛により、大正六年起工し、同十二年十一月開園せしものにして、大典記念の府營事業なり。開園日猶淺きを以て施設未だ全しと謂ふべからざるも、學術の研究者及美術家の利用する所と爲り、又其の植栽せる樹木草卉の漸く鬱蒼し來りて四時展望佳興多く、散策逍遙に適するにより、入園者年と共に增加しつ

つあり。大正十三年度入園者總數二十四萬三千人、一日平均六百六十五人に當る。園内に大森文庫あり。大正十年起工竣成し、植物・園藝に關する書籍千百九十七册を藏す。

體育運動場　大正八年十月、府立植物園附屬として體育運動場を開設し、各種の運動競技に利用せらる。郡部にも多數の運動場或は新設せられ、或は擴張せられ、體育の向上に資する處淺からず。近來スキー場・水泳場等亦漸次開設せられつゝあり。

第五節　保護施設

第一　兒童保護

普通兒童保護　本府は京都市内要改善地區に於ける細民の

姙産褥婦保護の目的を以て、大正十年九月二人の專任産婆を置き、巡回産婆制度を創始したりしが、十二年度より更に範圍を擴張し、全市の細民に及ぼすことゝし、京都市産婆會と協定して助産券を發行し、同組合員の手に依りて之を取扱ひつゝあり。又京都市は乳兒死亡率の高きこと六大都市中第二位に在り。故に本府は大正十三年度より市内二箇所に兒童健康相談所を開設し、專ら育兒の相談指導の任に當らしめつゝあり。尚京都市は市内の寺院境内を兒童の爲めに解放せしめむとする計畫を立て、大正十一年末より四箇所に兒童遊園を開設せり。

特殊兒童保護　本府に於ては、明治十九年佛國人プロー・メリー女史が設立したる天主教女子教育院を初め、平安德義會孤兒

院・京都救濟院・平安養育院等凡て九の育兒事業あり。

特殊教育としては京都市に盲聾啞教育機關あり。明治十一年本府の設立する所に係り、本邦最初の盲啞學校なりしが、明治二十三年以來之を市に移管す。別に私立協同夜學校・酬恩學校ありて、何れも京都市三條通大橋東の細民地域に於ける貧兒教育に當り、又白川學園は低能兒教育を爲しつゝあり。

少年感化事業は府立淇陽學校之を擔當し、船井郡園部村に於て不良兒童の保護に任じつゝあり。

第二　釋放者保護

釋放者保護事業は郡市を通じ、之が施設を見ざる處なし。就中京都感化保護院は明治二十二年の創立に係り、大正二年以來專ら釋放者保護のみを取扱ふ。

第六節　方面委員制度

本府に於ける方面委員制度は隣保相扶くるの精神に基き、公同組合制度の運用に顧み、エルバーフェルド式に則り制定したるものにして、大正九年八月より京都市に、翌年七月より紀伊郡伏見町外三箇町村に實施す。初め公同委員制度と稱したりしが、昨年以來方面委員制度と改稱せり。

方面委員は各學區に於ける京都市聯合公同組合正副幹事・聯合衛生組合幹事・小學校長・學務委員竝に篤志家に對し知事の囑託する名譽職にして、各自學區を擔當區域として、社會施設に資

すべき各般の調査を爲すと共に、社會の福利增進に努むるを職分とし、各學區に常務委員一人を囑託し、方面委員を代表して事務の統一連絡を圖らしむ。府は方面委員の事務を處理する爲め理事一人、主事十八人、主事補三人の有給吏員を置き、別に評議員を設け府廳市區役所及警察署の職員其の他篤志家に委囑し、評議に參與せしむ。

現に方面委員の手に依りて取扱ひつゝある事項の概目凡そ左の如し。

生活狀態調査　細民を極貧と貧窮とに區別し、各別のカードに記入し、異動ある毎に訂正するものとす。

救護及救助　軍事救護・罹災救助・養老救護・施與救護其の他

保護救療　醫藥救療、行旅病人・妊產褥婦救療其の他

兒童保護　育兒保護・不良少年少女保護・特殊兒童教育・託兒保育其の他

福利增進　人事家事上の指導・借地借家の調停・職業紹介・小資融通・保險貯蓄奬勵其の他

教化事業　隣保事業・釋放者保護・講演講習會・民衆娛樂其の他

教化宣傳

以上の事業を行ふ爲め便宜上京都市を十二方面に、郡部を二方面に分ち、各、事務所を置きて連絡統一を圖り、他面各種社會事業との連絡を密にし其の利用を完からしめ、兼ねて其の職能を增すに資する爲め、大正十年以來雜誌社會を發刊し、各月一回之

を方面委員・府會議員・市郡役所・各警察署・社會事業團體等に無料配布し、制度の活用に遺漏なきを期しつゝあり。

制度實施以來既に五年、市郡九百二十餘人の委員は献身克く其の職に從ひ、熱誠其の衝に當りつゝあり。其の取扱件數總計實に三萬八千五百餘件に達す。

第七章　交通運輸

京都市は古來我國交通の中心たりしこと論なし。明治維新後と雖も全國交通の要路に當り、對外關係に於ては、鐵道は東海道線・關西線・山陰本線の此處に集まるあり。對内關係に於ては、市内には夙に全國に率先して電氣軌道の敷設せらるゝあり。淀川筋を介して水運の便亦少からず。尚宮津・舞鶴・新舞鶴の三港は日本海沿岸に於ける良港として夙に知られ、共に北鮮地方との交通に重きを置き貨物の集散多く海陸の連絡亦略〻備はる。

第一　鐵道及軌道

官設鐵道

府下に於ける官設鐵道を擧ぐれば左の如し。

東海道線　滋賀縣より入りて、逢坂山及東山の二大隧道を經て、京都市の南端を過ぎ、山崎驛に至り大阪府に入る。

山陰本線　京都驛より發し市の西端を繞り、花園・嵯峨を經て丹波に入り、龜岡・八木・園部・綾部・福知山の各都邑を縫ひ、上夜久野驛を過ぎて兵庫縣に入る。

奈良線　京都驛より發し、桃山・宇治等の諸驛を過ぎ、木津驛を經て奈良縣に入る。

關西本線　大阪府より入りて、木津・笠置等の諸驛を過ぎ、大河原驛を經て、三重縣に入る。

片町線　大阪府より來り田邊驛を過ぎ、木津驛に至りて關西本線に合す。

舞鶴小濱線　山陰本線綾部驛より分岐し、舞鶴・新舞鶴の都邑を連絡し、松尾寺驛を經て福井縣に入る。途中新舞鶴より中舞鶴へ支線を分岐す。

宮津線　舞鶴驛より分岐し、由良川に沿ひて北下し、由良海岸の奇勝を眺めつゝ宮津驛に至る。而して同線は進みて峰山に達すべく目下工事中にして、本年十月の頃には開通を見るべく、更に進みて網野・久美濱の二町を經、兵庫縣豐岡驛に至りて山陰本線に連絡すべく、本年度より起工せらるゝ豫定なり。

福知山線　大阪より發したる本線は、兵庫縣を經て本府に入り、福知山驛にて山陰本線に連絡す。

私設鐵道及軌道　目下營業中のもの及工事中のもの左の如し。

鐵道及軌道

企業者	種別	動力	區間
北丹鐵道株式會社	鐵道	蒸氣	宮設鐵道福知山驛より加佐郡河守町に至る
京阪電氣鐵道株式會社	軌道	電氣	大阪市東區京橋一丁目より京都市下京區朱雀町に至る 紀伊郡向島村より久世郡宇治町に至る 大津市上原町より京都市下京區三條大橋町に至る
京都電燈株式會社（嵐山線）	軌道	電氣	京都市下京區大宮四條町より葛野郡嵯峨町に至る
京都市	軌道	電氣	京都市內各線 京都市七條京都驛前より稻荷及伏見町に至る
京都電燈株式會社（叡山線）	鐵道	電氣	京都市上京區田中上柳町より愛宕郡八瀨村比叡山頂に至る
同（北野線）	軌道	電氣	葛野郡太秦村より京都市上京區今出川紙屋町に至る

中業營　工事中

第二　道路

大正八年四月道路法發布の結果、在來各等級の道路は國道・府縣道・郡道・市道・町村道の五種に分たれ、道路行政に一刷新を加へたり。本府は同法の規定に從ひ府下交通の狀態を考察し、翌九年四月府縣道の認定を告示せり。其の路線數百八、此の延長二百九十一里十九町なり。大正十一年郡制廢止に當り、從來の郡道中重要なる幹線と認むべきもの及府下全體を通觀し地方開發上樞要なる路線と認むべきものを選擇し、新に府縣道に追加認定せ

り。其の路線數百四十六、道路延長百九十里七町なり。爾來殆ど變化なくして今日に至る。現在に於ける國・府縣道の概況を擧ぐれば左の如し。

國道・府縣道道路延長

種別	路線數	費用負擔別延長				
		府費支辨延長			市費支辨延長	計
		市郡聯帶支辨	郡部支辨			
國道	六線	九里、四町、四八間、七尺	四八里、四町、三、一間		三里、六町、三八、一間	六一里、一九町、三八、九間
府縣道	二三五	一六、三四、一七、一	四七四、四、二五、五		八、三、一九、八	四九九、六、二、四
計	二四一	二六、三、五、八	五三三、二、三七、六		二、一九、五七、九	五六〇、二五、四一、三

近時交通量の激增と自動車の發達は、都鄙の別なく切に道路の完備を要求するに至れるを以て、本府は大正十年度より道路改良費を增額し、要急の箇所より之が改修を施し、交通上遺憾なきを期しつゝあり。道路改良費豫算左の如し。

道路改良費豫算

年度別	道路改築費	橋梁架換費	雜費	計
大正九年度	二〇、九九五円	三五、六二八円	六、五八三円	六三、二〇六円
大正十年度	八五、〇〇〇	三二、〇〇〇	二三、〇〇〇	三九、〇〇〇
大正十一年度	三〇、七三〇	三〇三、一七〇	二五、一〇〇	三五九、〇〇〇
大正十二年度	五四、〇〇〇	六二四、〇〇〇	五一、〇〇〇	七二九、〇〇〇
大正十三年度	六〇、〇〇〇	六九四、八四三	五一、七三〇	八〇六、五七三
大正十四年度	六〇、〇〇〇	五九〇、六六九	四八、九七五	六九九、六四四

而も道路構造令に規定せられたる幅員を有する道路は尚僅

に全延長の七分の一にして前途遼遠の感なきにあらざるも、年々改良を加ふるの結果、漸次交通の必要に順應すべしと信ず。

第三　河川・運河

府下に於て二大河系を爲せるは淀川及由良川なり。淀川は木津・宇治・加茂・桂の四大支流より成る。伏見より大阪に至るまで舟楫の便あり。陸上交通機關の發達せる今日に於ては特記に値せずと雖も、之に大改修を施さば蓋し本府商工業の發達に資する所大なるものあるべしと信じ、目下調査中に屬す。其の他の河川は殆ど交通路として數ふべきものなく、唯源流地方の木材搬出に利するあるのみ。

公共の利害に重大なる關係を有する河川には既に河川法を

施行し、若くは同法を準用し、又は府費支辨河川として維持管理を全からしめつゝあり。而して管内の河川は古來難治のもの多く、大雨到る毎に慘害甚しかりき。依つて明治初年以來河身の附替、河幅の擴大、堤防の嵩上・腹付等を施すと共に、水防に注意し、其の組織と平素の訓錬に努む。淀川・木津川・下桂川・由良川・鴨川・高野川等に對しては既に改修を終れりと雖も、由良川及木津川上流の如きは根本治水策を講ずるにあらざれば、其の禍害を斷ち能はざるの實情に在り。依つて目下上桂川・野田川・竹野川の改修を行ひ、是等の對策を進めつゝあり。

維新後に於て最も甚しき水害を蒙れるは明治十八年、同二十九年及同四十年にして、何れも事　天聽に達し、特に侍從を遣は

され、被害地を踏査視察せしめ給ひ救恤金を下賜せらる。

管内に於ける運河の主なるものは琵琶湖疏水・鴨川運河・東高瀬川及西高瀬川なり。就中琵琶湖疏水の本線は明治十八年六月の起工に係り、同二十三年四月竣工せり。此の竣工式には畏くも明治天皇　昭憲皇太后兩陛下臨御あらせられ優渥なる勅語を賜はれる程にて其の京都市を利するや頗る大なり。

第四　港灣

宮津港は明治二十六年指定せられたる特別輸出港なり。舞鶴港は明治四十一年度より同四十五年度に亙り、府費を以て港灣の修築をなし大船を棧橋に繫留して荷役を爲すを得しむるに至れり。新舞鶴港は舞鶴港に隣れる良港なるも、軍港として一般商船の出入を禁ぜられしが、最近其の禁を解かれたるを以て、商港として活躍せむとし、今や此の自然の良港に人工的設備を施し、港灣の眞價を發揮せしめむとしつゝあり。

最近北鮮並にシベリア地方との通商益〻活潑となり、日露の國交舊に復するあり。京阪神地方に最も近き右三港の將來は愈〻刮目すべきものあらむとす。

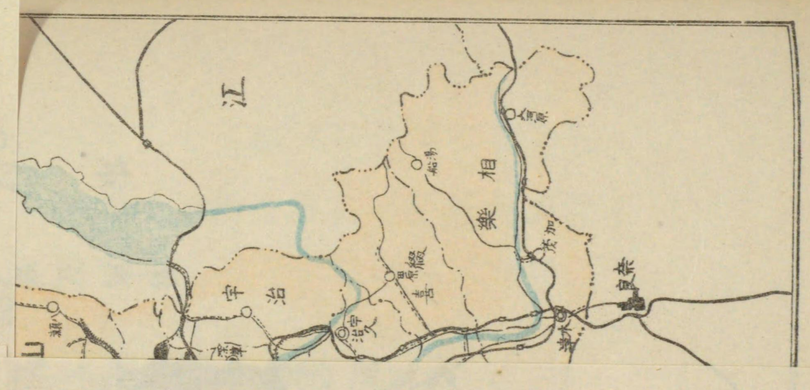
江
宇沼
湯本
塩原
箒根
相模
鎌倉
江戸
東京

京都府交通圖

但馬
丹後
丹波
丹中
丹南
丹北
若狭
加賀
近江
山城
大和
摂津
播磨
因幡
福井
熊野
久美濱
舞鶴
綾部
福知山
亀山
宮津
峰山
佐濱
鶴賀
新鶴賀
小濱
敦賀
福井
大阪
京都
奈良
伊賀
伊勢
宇治
山田
桑名
四日市
亀山
名張
上野
柏原
八幡
淀
枚方
高槻
茨木
吹田
豊中
池田
箕面
宝塚
尼崎
西宮
神戸
明石
姫路
龍野
赤穂
篠山
綾部
福知山
舞鶴
宮津
峰山
久美濱
敦賀
小濱
鶴賀
新鶴賀
佐濱
福井
大阪
京都
奈良
伊賀
伊勢
宇治
山田
桑名
四日市
亀山
名張
上野
柏原
八幡
淀
枚方
高槻
茨木
吹田
豊中
池田
箕面
宝塚
尼崎
西宮
神戸
明石
姫路
龍野
赤穂
篠山
凡例

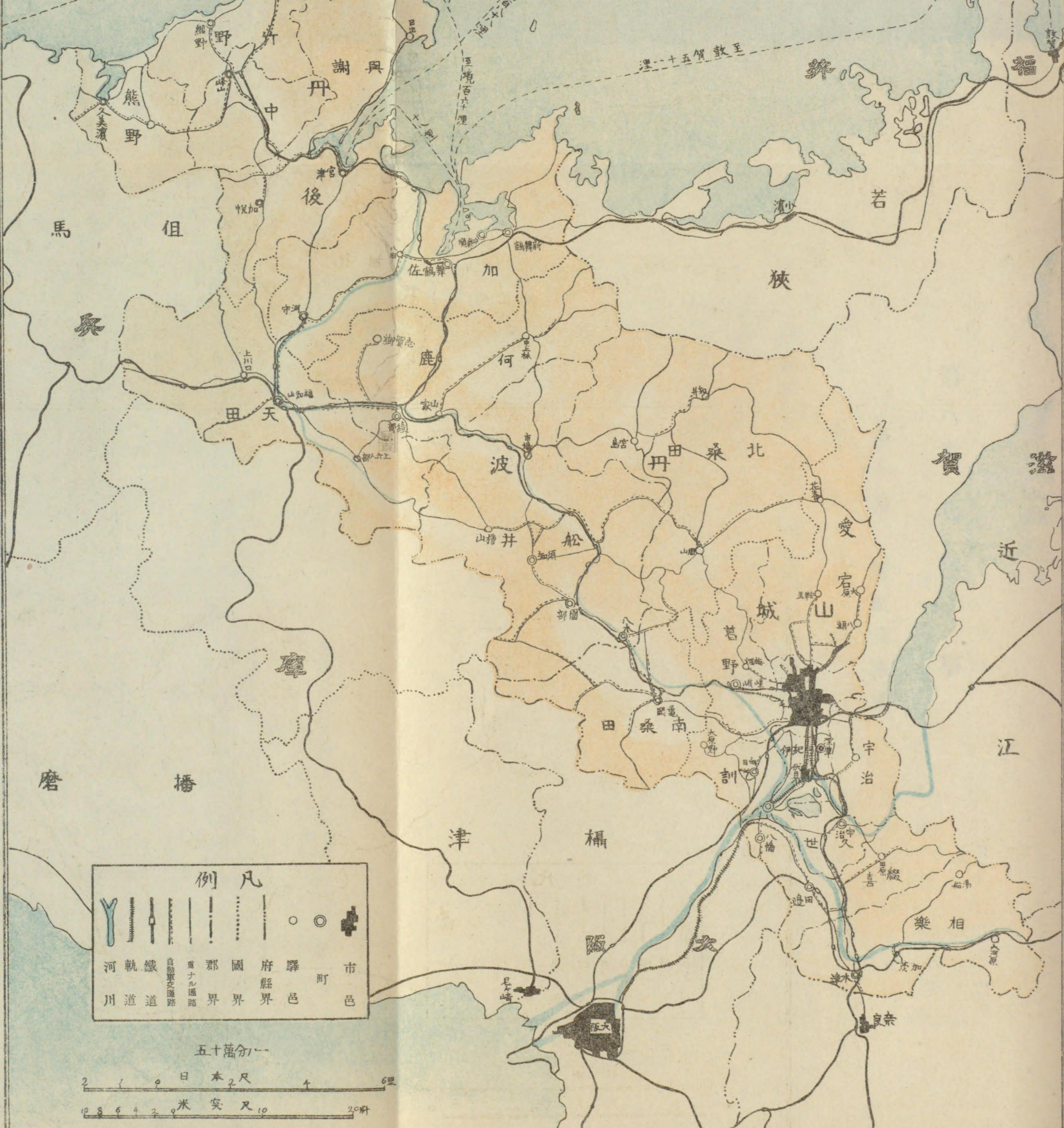
凡例
市邑
町
驛
府縣界
國界
郡界
重ナル道路
自動車交通路
鐵道
軌道
河川
五十萬分ノ一
日本尺
米突尺
丹後
丹波
但馬
若狭
山城
近江
播磨
北桑田
南桑田
船井
何鹿
加佐
與謝
中
熊野
天田
愛宕
葛野
乙訓
宇治
久世
綴喜
相樂
大阪
奈良
舞鶴

第八章　兵事

第一節　管區及軍衙

第一　管區

陸軍管區　明治四年始めて鎭臺の制設けらるゝや、本府は大阪鎭臺の區域に屬せり。其の後兵制の改革、軍備の擴張等により數次の變遷を經て、大正四年以來山城各郡市は第十六師管に、丹波及丹後の各郡は第十師管に屬せしが、本年五月より府下全部第十六師管下となり、山城一市六郡は京都聯隊區に、山城の葛野乙訓二郡及兩丹全部は福知山聯隊區に屬することゝなれり。

海軍管區　明治十九年本府下は第四海軍區に屬せしめられ、

同二十二年中舞鶴に鎭守府設置せられしも、大正十一年廢止となり、徵募事務及豫後備海軍軍人の軍籍等の管轄は吳鎭守府に移管せられたり。

第二　軍　衙

陸軍に在りては、明治二十九年府下深草に步兵第十九旅團司令部及步兵第三十八聯隊、福知山に步兵第二十旅團司令部及步兵第二十聯隊等設けられ、舞鶴要塞の設置と共に舞鶴に要塞司令部置かれ、明治三十九年には深草に第十六師團司令部及騎兵第二十聯隊野砲兵第二十二聯隊等、伏見に京都憲兵隊を置かれ、同四十二年には宇治に火藥製造所設けられしが、最近步兵第二十旅團司令部廢止せられ步兵第三十八聯隊は奈良に轉營、代りて步兵第九聯隊大津より轉屯す。

海軍にありては大正十一年鎭守府廢止と共に舞鶴要港部を置かる。

第二節　徵兵及召集

第一　徵　兵

兵力の基礎は徵兵に在り。故に其の事務に就ては最も重きを置き監督を怠らず。徵兵檢査に當りては常に壯丁の狀況を視察して、尙武の鼓吹と風紀の矯正竝に體位の向上を圖り、又夙に壯丁の學力を調査して、學校教育の効果と卒業後に於ける自修の程度とを檢し來れるが、一般に軍事思想の發達を資けたること

少からず。彼の徴兵忌避の策を講ずるが如き者は、本府に殆ど其の跡を斷つに至れり。

壯丁の身體狀況は年々略、同樣にして著しき缺陷を認めず。唯トラホーム及花柳病に罹れるもの、他府縣に比し必ずしも少なからざるを遺憾とす。依つて之が豫防撲滅に就ては一段の努力を致さむとす。

府下本籍者の壯丁數を擧ぐれば左の如し。

明治三十九年	九、四五三人
大正元年	一〇、九六七人
大正九年	一二、五五〇人
大正十三年	一一、四八九人

第二　志願兵

陸軍　徴兵令第十二條に依る年齡滿十七歲以上滿二十歲以下の現役志願と、同令第十三條に依る滿十七歲以上にして中等學校以上の學校の課程を修了せる者の志願とは、年と共に增加の趨勢に在り。卽ち左の如し。

徴兵志願者數

年次	徴兵令第十二條に依る志願者	徴兵令第十三條に依る志願者
明治三十九年	三〇	三五
大正元年	三八	六八
大正九年	七八	一〇八
大正十三年	一〇七	一一五

海軍　海軍志願兵も明治三十八年頃迄は略、累年增加の形勢

なりしが、爾來一進一退、遂に大正八九年頃に至り、一は經濟界の狀況と、他は軍備整理に對する疑惑とに基き、志願者著しく減少し、大正九年度には志願者僅に百三十人となれるを以て、種々奬勵の法を講じ、海事思想の普及に努めたる結果、漸く順境に向ひ、昨年度に於ては二百七人の志願者を出すに至れり。

第三　召集

召集事務の整否は出師の遲速に關し、延いて戰局に至大の影響を及ぼすものなるを以て、本府は特に平素に於て其の準備を整へ、實施に際し毫末の錯誤なきを期しつゝあり。

第三節　在鄉軍人及在鄉軍人會

在鄉軍人の大多數は克く健康を保持し、其の兵役に堪へ難しと認めらるゝ者は、簡閲點呼の際極めて少數之を認むるのみ。而して各、業務に精勵して相當の生活を持續し、又其の態度概ね摯實、良民として鄉黨の模範とするに足るべきものあり。殊に近時世態變轉し、思想界の動搖誠に憂ふべきものあるの時に當り、自尊自重以て此の風潮に抗し、之に感染するの傾向なきは喜ぶべし。大正十三年末に於ける在鄉軍人數は、豫後備役三萬四百七人、補充兵役四萬四百九十八人、總計七萬九百五人なり。

帝國在鄉軍人會は地方に依り多少の差異ありと雖も、會の規約に基く事業は勿論、青年團其の他の社會教化團體と密接なる連絡を執り、講演會・運動會・射擊會・植林・肥料購入・共同貯金・道路修

繕・水堰工事・火防・水防・農作物の監視・納税の共勵等を行ひ、特に近來社會奉仕的事業に從ふ者增加し、其の存在地方に重視せられつゝあり。

第四節　戰傷兵及軍人遺族竝に其の救護

府下の戰傷兵は約三百五十人、軍人遺族は約千六百戸にして其の多くは相當の生活を爲しつゝありと雖も、又往〻生計困難なるものもなきにあらず。之に對しては軍事救護法により夫〻相當の救護を爲し、又之に該當せざる者に對しては、帝國軍人後援會京都支會に於て救護を爲しつゝあるが故に、現今糊口に窮するが如き者あるを聞かず。

現在府下に於ける廢兵戸數三十一、之に對する救護月額二百七十八圓十錢、軍人遺族戸數五十八、之に對する救護月額三百四十二圓二十九錢なり。尙帝國軍人後援會京都支會が、明治三十九年以降昨年末迄に救護せる軍人遺族竝に戰傷兵延戸數は六百十二戸にして、救護金額は總計二萬八千五百五十一圓七十錢なり。

第五節　軍事關係團體

日本赤十字社京都支部　本支部は明治二十二年の設置に係る。爾來常に救護材料の完備と救護員の養成とに努め、有事の際傷病兵救恤の實を擧げしは勿論、過去數回の水災震災に於ける罹災者救護の功少からず。又近年救護所其の他の社會衛生施設

を講じ、民衆の保健に貢献する所多し。昨年東宮殿下の御慶事を記念し奉らむが爲めに、府下一齊に組織したる少年赤十字團は、現に團數三百八十八、團員數七萬九千人に及び、少年に赤十字精神を涵養しつゝあり。

帝國軍人後援會京都支會　本支會は明治三十九年の設置にして、前述本來の事業の外軍事思想の奬勵普及を圖り、國民皆兵の實現を助成するを以て目的とし、附屬事業として三十九年以來軍人遺家族の幼兒保育事業の經營に任じ、今日迄四十六人の兒童を保育せり。

愛國婦人會京都支部　明治三十四年の創立に係り、戰死者遺族及廢兵の保護救濟に當り、又三十七八年戰役に際しては、軍人遺家族の慰問救濟・出征軍隊の犒勞・凱旋軍人の歡迎等大に努むる所ありしが、大正十年以來兒童相談所を開設し社會事業に貢献しつゝあり。

第九章　警　察

第一節　管轄及配置

本府の警察部には警務・高等・特別高等・保安・衛生・刑事・工場・建築監督の八課及巡査教習所を置き、警察署は管内市部に八、郡部に十八あり。書記官一人、警視十二人、警部四十一人、警部補八十七人、巡査部長二百十七人、巡査千四百九十八人をして事務を分掌執行せしめつゝあり。

警察官署及警察官數累年比較

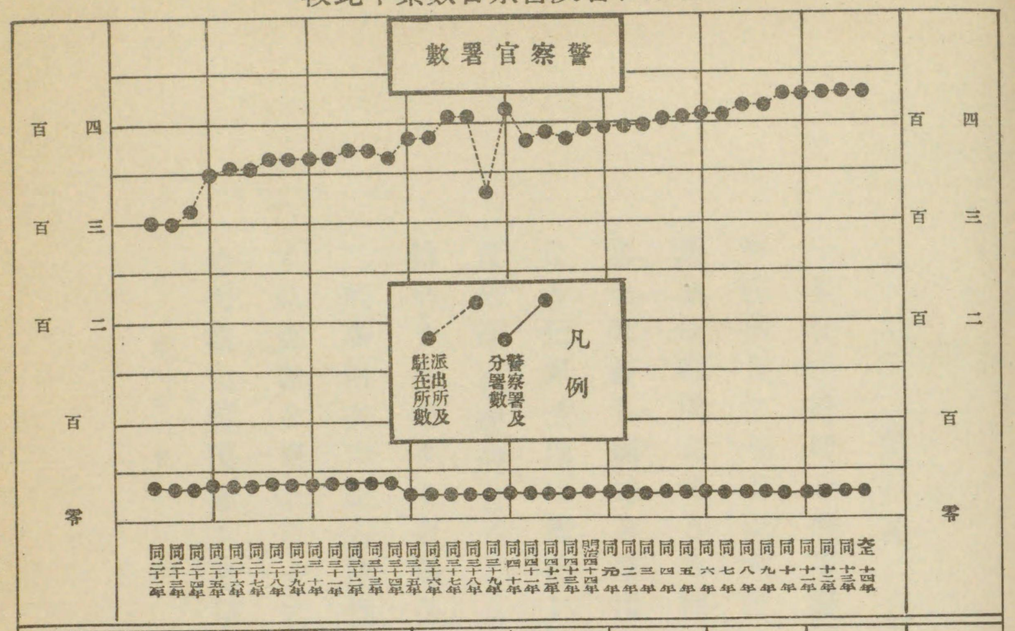

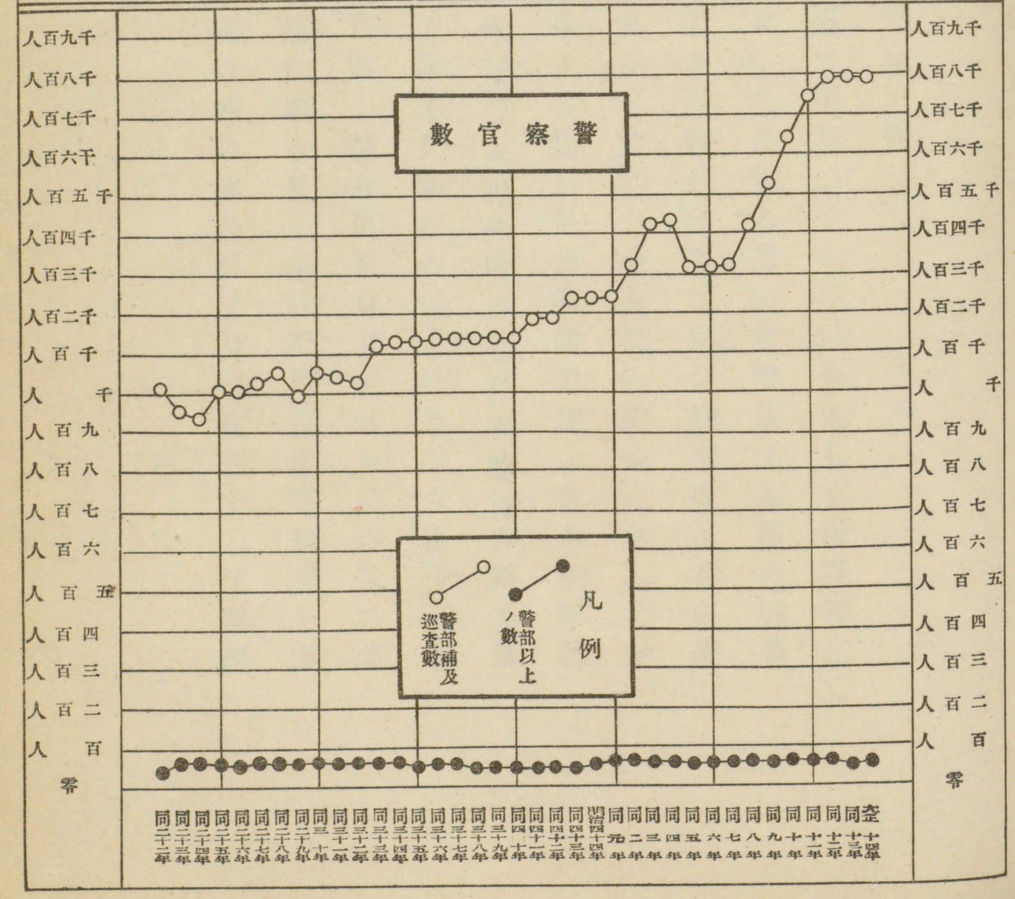

第二節　刑事警察

本府に於ける刑事警察は、明治二十二年以來久しく保安課之を管掌したりしが、大正六年四月其の能率を增進する爲め、刑事課を分離獨立せしめ、刑事の員數を增加し、且つ刑事專務者の待遇を改善し適材を登用すると共に、一面人智の開發に伴ふ巧妙なる犯罪手段の續出に備ふる爲め、科學的採證法に依り犯罪搜査を益、合理的ならしめ、昨年以來犯罪搜査及犯人逮捕の爲め、自動車・サイドカーを用ひて能率を高むるに至れり。又大正十三年二刑事相次で、犯人逮捕に際し護身具を有せず徒らに毒刄の爲めに重傷を負ひたる實情に鑑み、最近拳銃帶用及保管規程を定め、警衛及警護、犯人逮捕其の他の場合には警察官吏をして拳銃

を帶用せしむることゝせり。

第三節　消防

大正八年特設消防署規程の發布に基き、京都市に上下兩消防署を新設し、其の下に屯所を設置し、府費を以て警備に當ることなれり。現在京都市内に消防署二、消防出張所二、消防屯所三あり、尚下消防署には消防分署を設くることゝし其の工事に着手せり。大正十三年末に於ける消防器具は自動車喞筒及蒸汽喞筒各四臺、腕用喞筒六臺、水管自動車・水管自動自轉車各二臺、水管車十一臺なり。郡部に於ける公設消防組は大正十三年末現在にて二百五十一組あり、自動車喞筒一臺、ガソリン喞筒三十臺、蒸汽喞筒六臺、腕用喞筒九百八十六臺を備ふ。幸にして府下には明治維新以來大火災の發生せることなきも、人口の增加に伴ひ出火度數亦漸次增加の傾なしとせざるに依り、都市計畫に於て防火地區制を定め、特殊建築物に對して防火設備に留意せしむると共に、一般に火災豫防上の注意を怠らず。昨年中の出火度數三百二十二回にして、毎日平均一回弱に當る。

較比年累災火

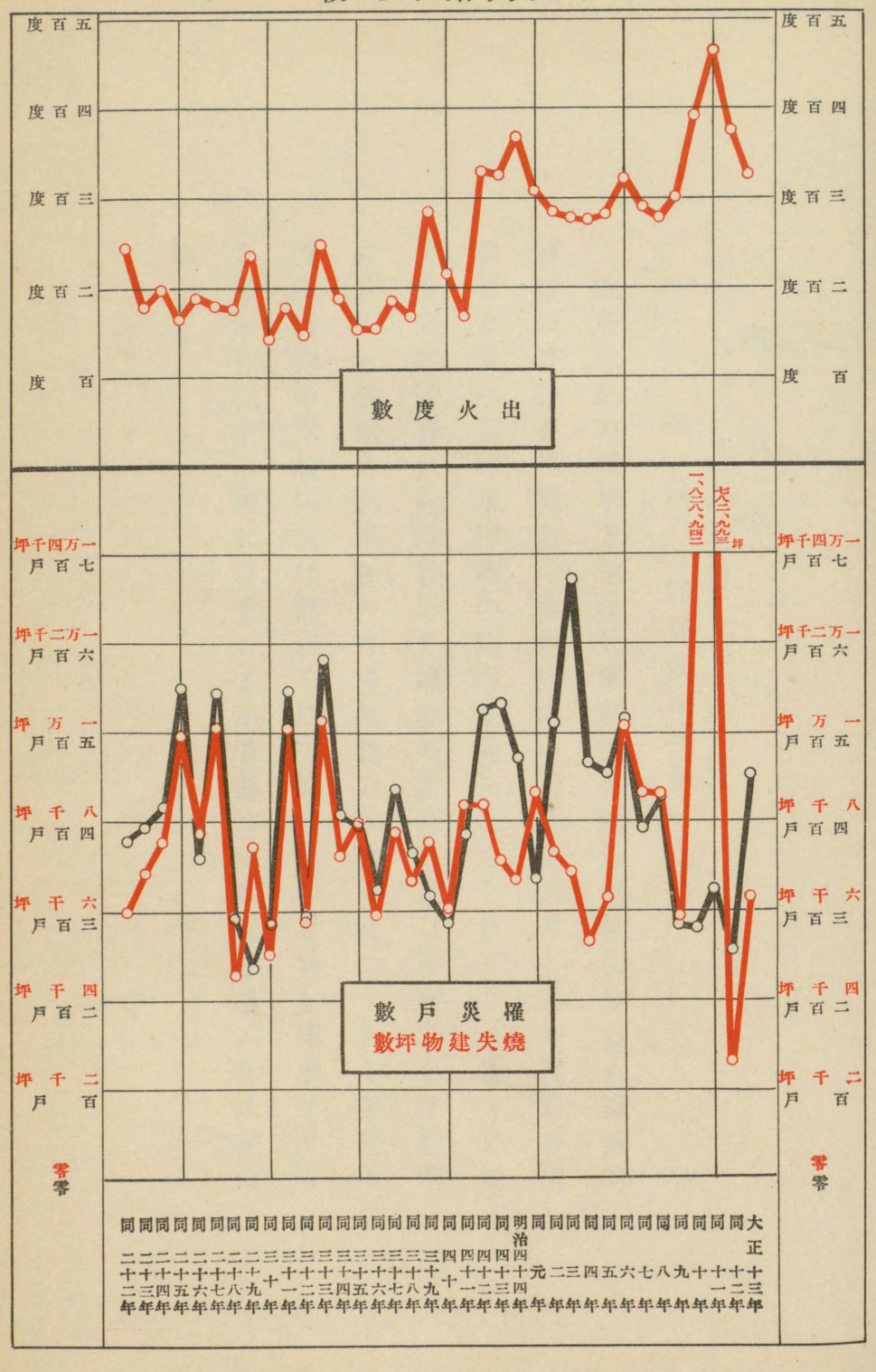
度百五
度百四
度百三
度百二
度百
數度火出
一、八二八、九四二
七六二、九九三坪
一万四千坪
七百戸
一万二千坪
六百戸
一万坪
五百戸
八千坪
四百戸
六千坪
三百戸
四千坪
二百戸
二千坪
百戸
零
數戸災罹
數坪物建失燒
同二十二年
同二十三年
同二十四年
同二十五年
同二十六年
同二十七年
同二十八年
同二十九年
同三十年
同三十一年
同三十二年
同三十三年
同三十四年
同三十五年
同三十六年
同三十七年
同三十八年
同三十九年
同四十年
同四十一年
同四十二年
同四十三年
明治四十四年
同元年
同二年
同三年
同四年
同五年
同六年
同七年
同八年
同九年
同十年
同十一年
同十二年
同十三年
大正

第十章　衛　生

第一節　保健衛生施設

疾患豫防の根本方法は、公衆に衛生思想を普及せしめ、積極的體育の實行を奬勵して、其の健康の增進を圖ると共に、罹病の誘因となるべき汚水汚物の處理を完全ならしむること最も必要なり。公衆體育は近時著しく識者の注意を惹ける所にして、府下に於ても奬勵の結果、種々なる施設の講ぜられつゝあるを見る。汚水汚物の處理施設は都市に於て特に其の必要を痛感せらるるも、未だ完全の域に達せざるを遺憾とす。概況を述ぶれば左の如し。

第一　下水道

土地の清潔は、下水道と公共溝渠の完備に依りて始めて維持すべしと雖も、京都市に在りては僅に公共溝渠設備の數年前に比し改良の跡を認むるのみにして、完全なる改良下水道の敷設なきは保健衛生上寒心に堪えざるを以て、曩に下水道調査會を組織し、目下愼重に審議しつゝあり。

郡部に於ては下水道溝渠の改良工事を施行するもの少からず。就中新舞鶴・中舞鶴兩町の如き、數年間繼續して根本的に改善しつゝあり。

第二　汚物掃除

汚物掃除は啻に都市の美觀を保つ上に必要なるのみならず、保健衛生の一條件なるを以て、本府に於ては種々の令規を設け、鋭意之が勵行に努めつゝあり。

塵芥處分　本府に於ける塵芥處分の方法は、從來概ね一定の場所に堆積し、自然的分解作用を俟ち肥料に供するを例とし、啻に甚しく非衛生的なるのみならず、土地の利用を不生産的ならしむるものなるが故に、本府は常に各市町當局に對し、理想的處分方法の實行を慫慂する所あり。宮津町に於ては大正八年塵芥燒却場を設け、十三年更に之を增築したり。京都市に於ても大正十三年九月、總工費五十萬四千六百餘圓を投じて、最新式の燒却爐を備ふる燒却場の建設に着手し、目下工事中なり。

屎尿處分　屎尿處分は、京都市に在りても市民の最も困しむ

問題の一にして、大正十一年八月以來之が應急措置を爲しつゝあるも、本府は之が根本的解決策を確立せしめむと欲し目下鋭意考究中なり。

第二節　防疫

ペストは明治四十三年に七人發生したることあるのみ。パラチフス・痘瘡・猖紅熱・流行性腦脊髓膜炎は、年に依りて發生の情勢一定せざるも、殆ど其の跡を絶たざるを憾む。コレラは明治二十二年より三十五年迄年々發生し、其の後一時小康を得たるも、明治四十二年及大正九年再び多數の患者を出せり。赤痢及腸チフスは連年八九百人を上下したるも、近時著しく增加の傾向を示

し、特に腸チフスは昨年の如きは三千人に近き發生あり、誠に寒心すべき狀態なり。腸チフス流行の中心地たる京都市の防疫に對しては最も腐心し、豫防注射を勵行し、之が防遏に努めつゝあり。

結核及トラホームの豫防に關しては、大正八年三月豫防法制定せられたるを以て、本府は十年七月施行細則を、更に十一月執行手續を定め、之が豫防上遺漏なからむことを期しつゝあり。由來京都市は街路狹隘、家屋多くは軒低く窓狹く床高からざるが故に、採光・換氣良しからず、屋内陰鬱濕潤にして衛生に適せず、結核病蔓延の素因自から存す。建築物法の施行以來、幸に近時建築せらるゝ住宅は、漸く此の舊陋より脱却し、文化的設計に依るも

の多きを加へむとしつゝあり。

傳染病患者發生數累年比較

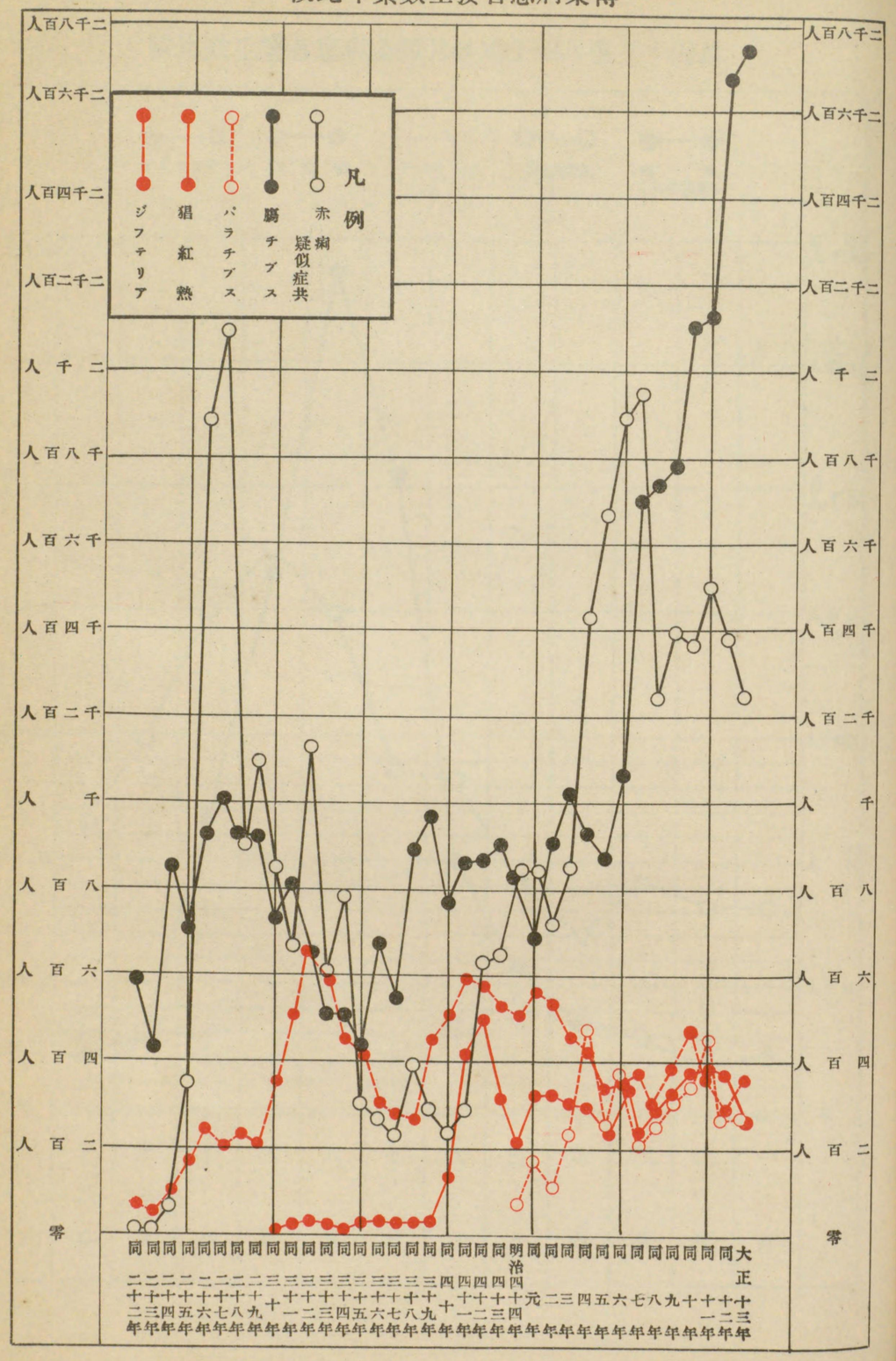

最近十三箇年間平均各月傳染病患者發生數比較

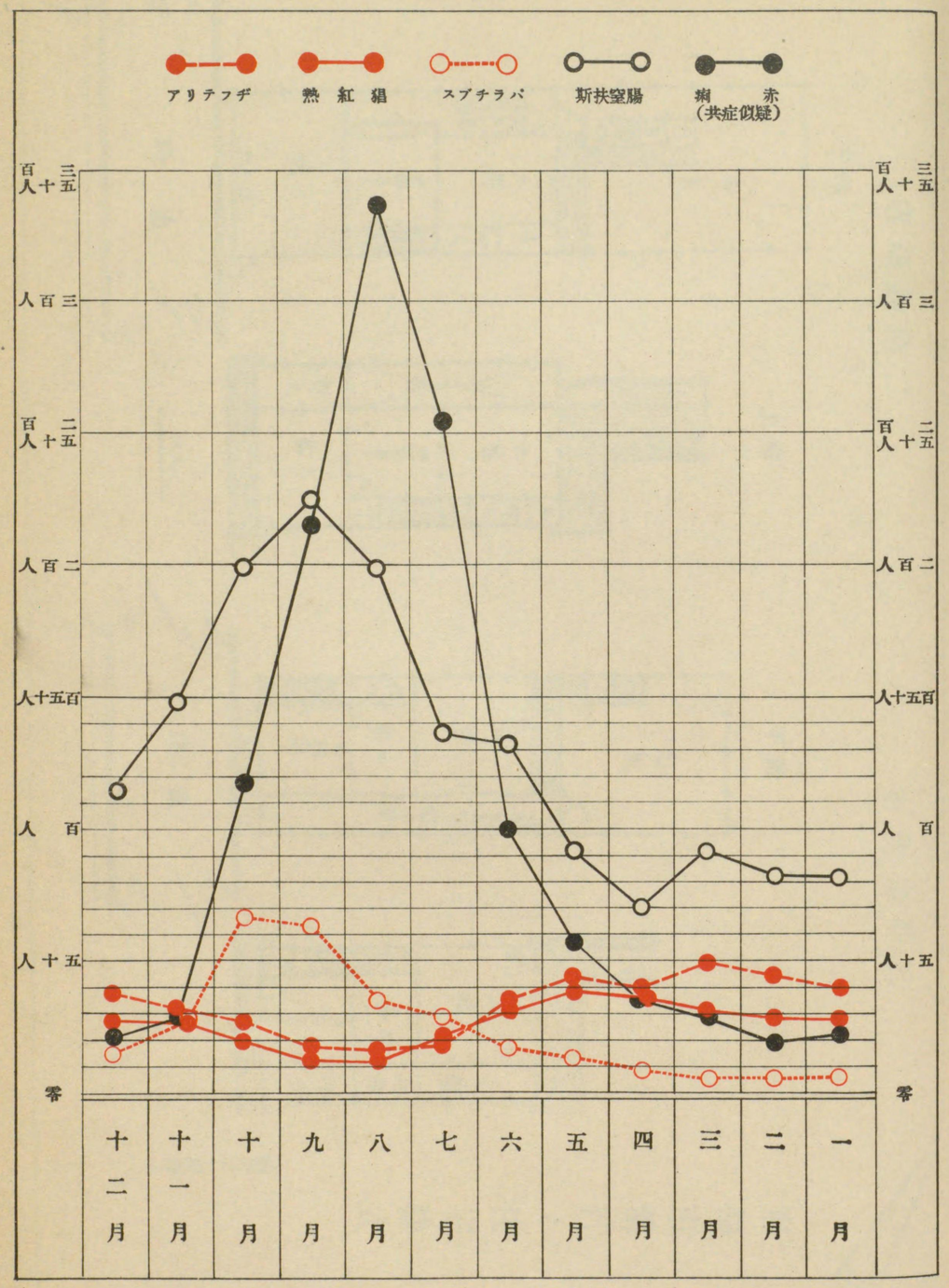

京都市慣行ノ住宅様式

縮尺二百分ノ一

二階建住宅

上階　下階

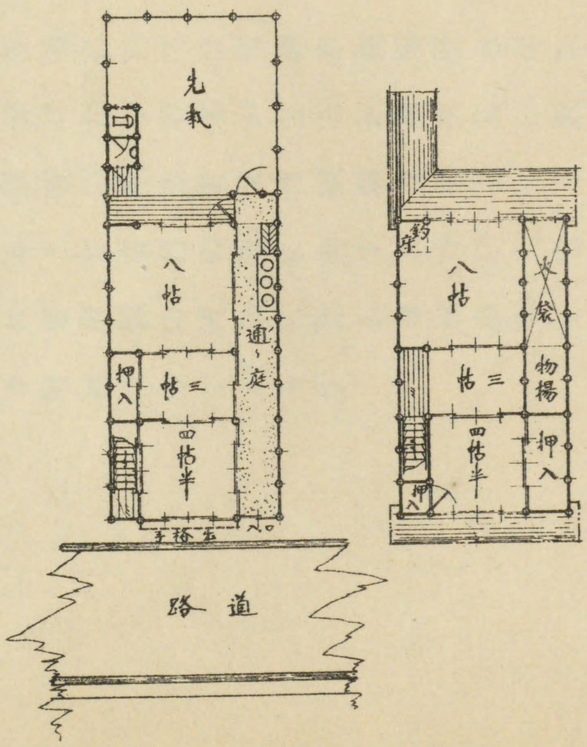

二階建商店

下階　上階

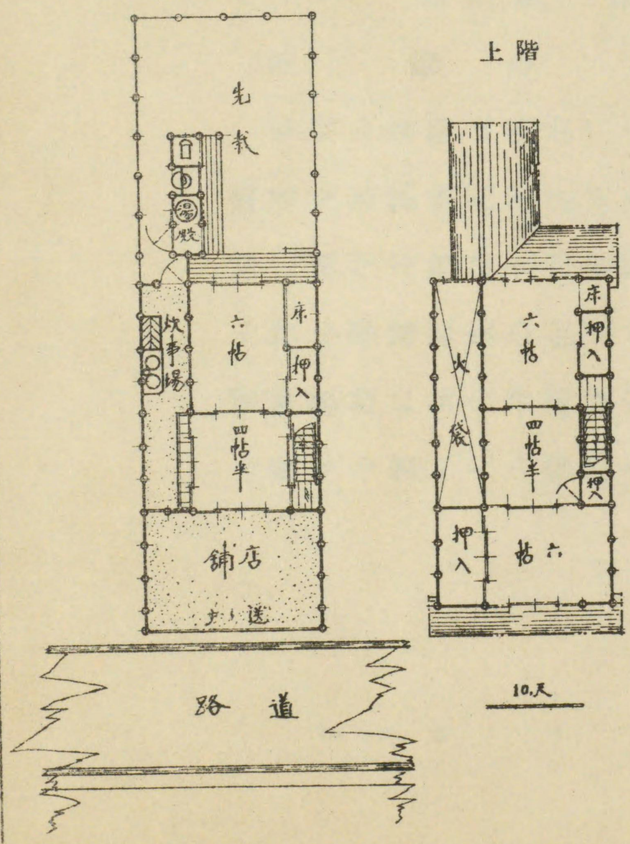

第三節　醫藥行政

第一　醫事

本府の醫師は明治二十年頃に於ては、所謂奉職履歷者從來開業者及無試驗開業許可を受けたる者多かりしが、漸次其の數を減じ、現今多數は大學・專門學校の卒業者又は試驗及第者にして、一般に學識程度の向上せること昔日の比に非ず。人口一人當の醫師數竝に其の分布狀況は各府縣の統計に比し好成績を示すと雖も、今猶一人の醫師なき町村すら少からず。

醫師·齒科醫·產婆·看護婦累年比較

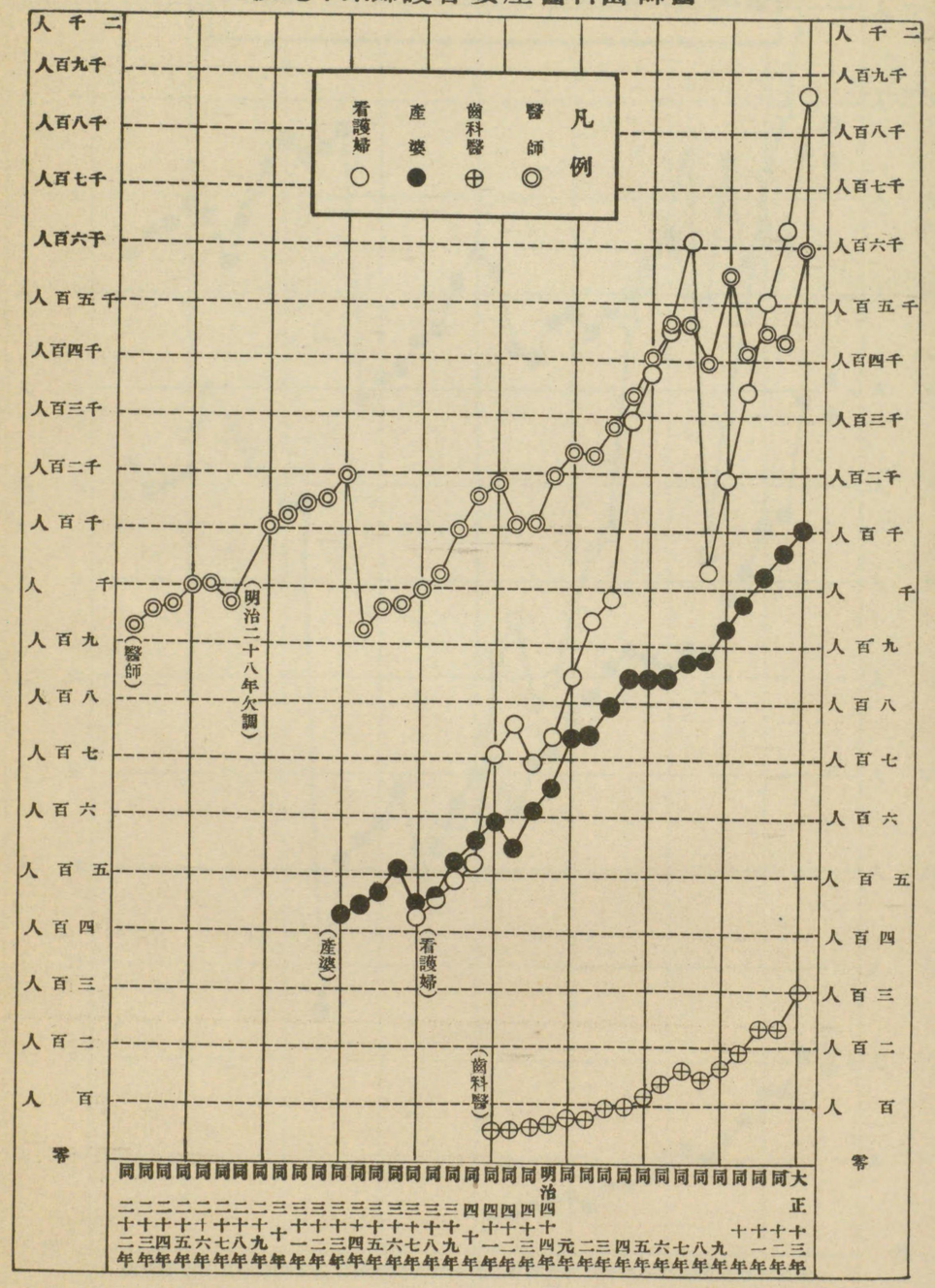

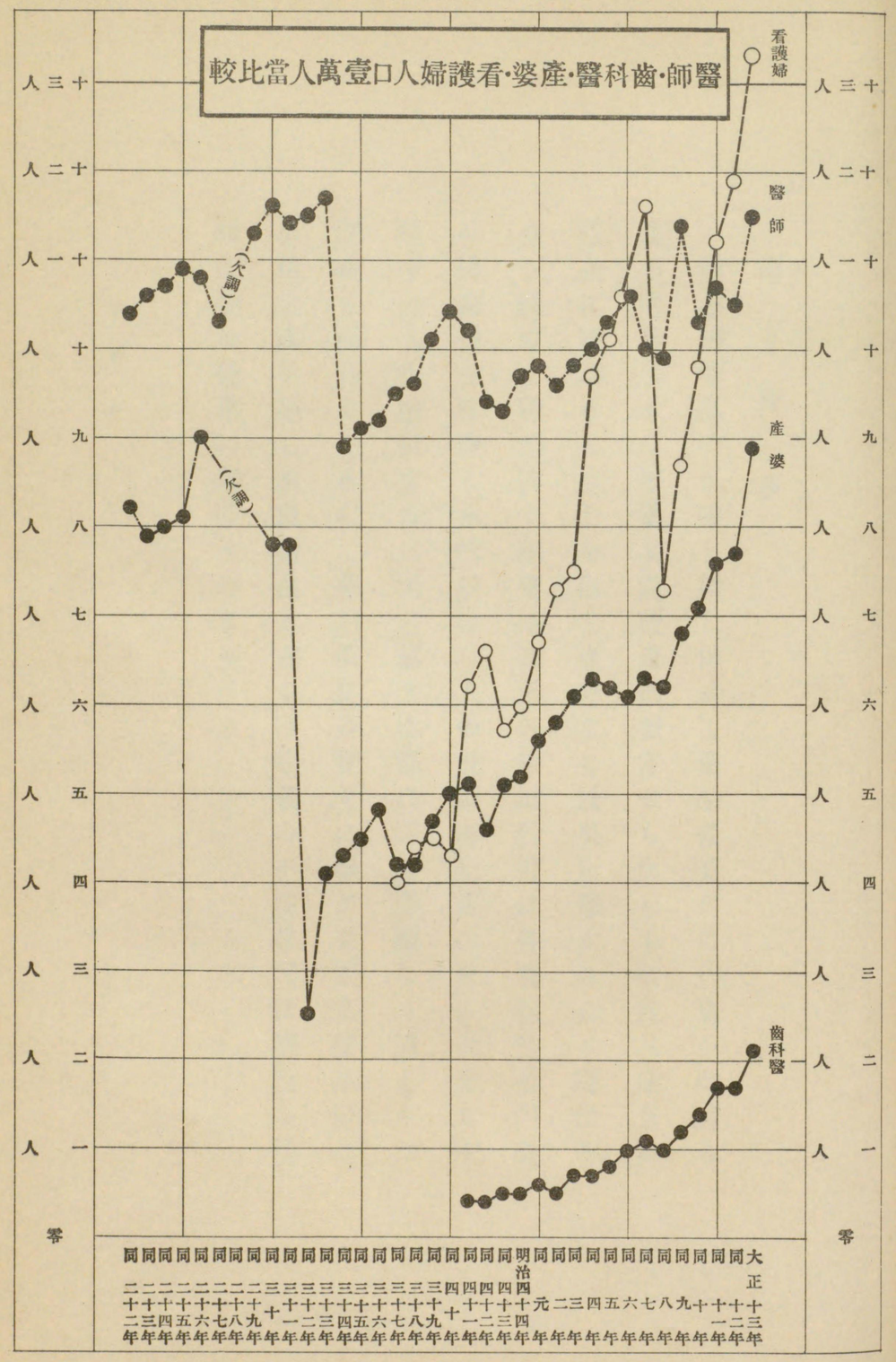
醫師·齒科醫·產婆·看護婦人口壹萬人當比較
看護婦
醫師
產婆
齒科醫
(不詳)
(不詳)
三十人
二十人
一十人
十人
九人
八人
七人
六人
五人
四人
三人
二人
一人
零
同二十二年
同二十三年
同二十四年
同二十五年
同二十六年
同二十七年
同二十八年
同二十九年
同三十年
同三十一年
同三十二年
同三十三年
同三十四年
同三十五年
同三十六年
同三十七年
同三十八年
同三十九年
同四十年
同四十一年
同四十二年
同四十三年
同四十四年
明治元年
同二年
同三年
同四年
同五年
同六年
同七年
同八年
同九年
同十年
同十一年
同十二年
同十三年
大正

第二　藥　事

醫療用藥品の正確を期し、併せて藥品營業者の行爲を取締る爲め、明治二十二年藥品巡視規則制定せられしも、飲食品檢査の傍之に從事せしめしを以て、充分なる效果を擧ぐること能はざりき。然るに明治四十年藥律改正の結果、政府は各府縣に專門藥品巡視員を任命し、本府には一人の技師を配置し、更に大正九年技手一人を增員するに至り、爾來市郡に涉り間斷なく嚴正なる巡視を勵行せしを以て、藥品改良の實大に擧がり、贋造藥品の如き殆ど跡を絕ち、不良藥品も多くは貯藏の不注意又は時日の經過に因る變化に基くものなり。

第四節　衛生組合

明治二十年京都市上京下京兩區に衛生組合規則を實施す。是れ本府に於ける衛生組合の嚆矢なり。越えて二十四年に至り、各町村亦之が設置を見たり。明治三十年衛生組合規則を改定し、市郡を通じ一定の標準の下に、周ねく組合を組織せしめて大に面目を革め、四十年更に改定し、同時に之が標準を定め、市は毎町、町村は一字毎に組合を設立し、戸數約十戸毎に一人の委員を置き、一組合に組長を設け、尚聯合の制度を作り、以て山間僻陬の地まで之を普及せしめたり。

第十一章　都市計畫

輓近京都市發達の勢急なるものあるに鑑み、豫め之に對應するの方法を講じ、悔を後世に貽すなきを期する爲め、都市計畫を確立するの急務なるを認め、大正七年より東京市區改正條例及東京市區改正土地建物處分規則を京都市にも準用するの途開かれ、次で大正八年四月都市計畫法及市街地建築物法の發布に依り、隣接町村と共に之が適用を受け、第一に市區改正の施設として樞要なる幹線街路系統を確立し、次で地域に關する制度を確定し、京都市の健全にして秩序ある發達を促すの基礎を鞏くせり。

第一　市區改正設計は都市計畫事業として、大正十年度より大正十九年度に至る十箇年に繼續施行するものにして、此の路線總數十五、其の總延長二十五哩、內幅員十五間のもの十二哩、同十二間のもの十三哩なり。其の工費三千四百八十四萬二千餘圓に上る。現に四路線(第七號線は全部、第一第四第五號線は各一部)二哩餘の工事を遂行したり。

第二　之を過去の變遷竝に現狀に鑑み、將來の京都市をして健全なる發展を遂げしむるに遺憾なきを期する爲め、地勢・交通機關・商工業發展の趨勢、人口增加の豫定及其の所要面積等を按じて、大正十一年京都都市計畫區域を決定せり。此の區域は京都市の外圍に在る紀伊郡吉祥院村・上鳥羽村・下鳥羽村・深草町・竹田村・伏見町・堀內村・向島村の一部・橫大路村・納所村、愛宕郡修學院村・松ヶ崎村・上賀茂村・大宮村・鷹ヶ峯村、葛野郡花園村・太秦村・嵯峨町の一部・梅津村・京極村・西院村・桂村・松尾村・梅ヶ畑村の一部、乙訓郡向日町・久世村・久我村・羽束師村・大山崎村・新神足村・淀村、久世郡淀町・御牧村の一部、綴喜郡美豆村の一部・八幡町の一部の各町村を含み、面積七千二百萬坪、九十二平方哩に及び、現在の京都市の約四倍に當る。

第三　此の區域內に健全なる發達を導き、公私の施設をして則る所あらしむるが爲め、具さに區域內に於ける土地の全般に亙りて、發達の現況及沿革・地勢・氣象・水陸運輸機關の情勢其の他各般の自然的竝に人爲的條件を調査して、之を綜合したる結果

は、大正十三年地域制度の確立と爲り、商業・工業及住居の三大地域に別たれたり。卽ち大體に於て

(一)商業地域

京都市内に於ては、中心部卽ち南は、鐵道東海道線、北は丸太町通、東は東山通、西は西洞院乃至大宮通に限られたる一團地、貸座敷許可地、其の他重要街路及都市計畫道路の内主として住居地域内に在るもの、兩側

郡部に於ては伏見の中心部、貸座敷許可地、伏見街道及花園驛前道路の兩側

(二)工業地域

京都市内に於ては鐵道山陰線以西、同東海道線以南、奈良街道以西の地

郡部に於ては深草・伏見兩町の西部、花園村の山陰線以南の地

(三)住居地域

京都市内に於ては東山通以東、丸太町通以北にして、高野川に臨める一團地、西陣地方の一團地を除く地、二條離宮及東寺周圍の地

郡部に於ては深草・伏見兩町の東部、堀内村の府縣道京都五ヶ庄線以北及花園村の山陰線以北の地

とし、尙市内に於ては西陣機業地・堀川染業地・高野川に臨める一團地・夷川發電所附近一團地及堀内村南方の地は、其の地區將來の發達の趨向を明察して、適當なる地域に指定するの計畫な

り。

第四　平安奠都以來、此の地が蒙りたる火災の損害は實に莫大にして、時には全市を擧げて焦土と化せしことあり。而して此の大火は多く兵燹に因るものなりしと雖も、其の半は通常の火災なり。幸に近時其の災禍を蒙らざるも、大火に備ふるは緊切の施設たり。依つて大正十一年甲乙兩防火地區を決定し、重要なる街衢には完全なる防火構造の建築物に限り新築改築を許し、以て該地區の防火を完うせしむると共に、其の街衢は自ら長大なる防火壁の用を爲し大火の延燒を防ぐ事を得しめむとす。

抑、京都市の街路系統たる、平安京の後を承け、皇居を中心として東西南北に規則正しき碁盤型の街衢を成すと雖も、輓近時勢

の發展文運の進歩に伴ふ市の發達と、接續町村の編入とに依り、外郭に於て道路の擴築及新設を必要とするもの少からず。依つて先づ舊市の全周圍を包む循環道路を設け、市の東部・北部及西部に點在せる史蹟名勝地を連絡して遊覽に便すると同時に、工業地域として將に開發せられむとする市の西南部及西部地方の交通運輸を圓滑ならしめ、且つ之に舊來の各幹線を延長接續せしめて、一體の統制ある街路系統を樹立し、以て市の東北西の山及山に近き平原は、永く主として社寺・佛閣・學術と、自然美工藝美とを基調とすることを得しめ、市の西及南伏見に至る一帶の平原は、淀川筋及鐵道線を極度に利用して、商工都市として展開するを得べからしめ、兩々相俟ちて長へに京都市市是に適せし

むると同時に、旺勃たる勢を以て發展せむとする郊外の將來に備へ、又一面には新時代の要求に應ずる建築敷地を造成し得べからしめ、且つ今後の交通に備へむが爲め、舊市内道路中特に交通上重要路線を選びて、之が擴張を計畫しつゝあり。此の路線の延長二十五哩に及ぶ。

京都都市計畫區域及地域圖

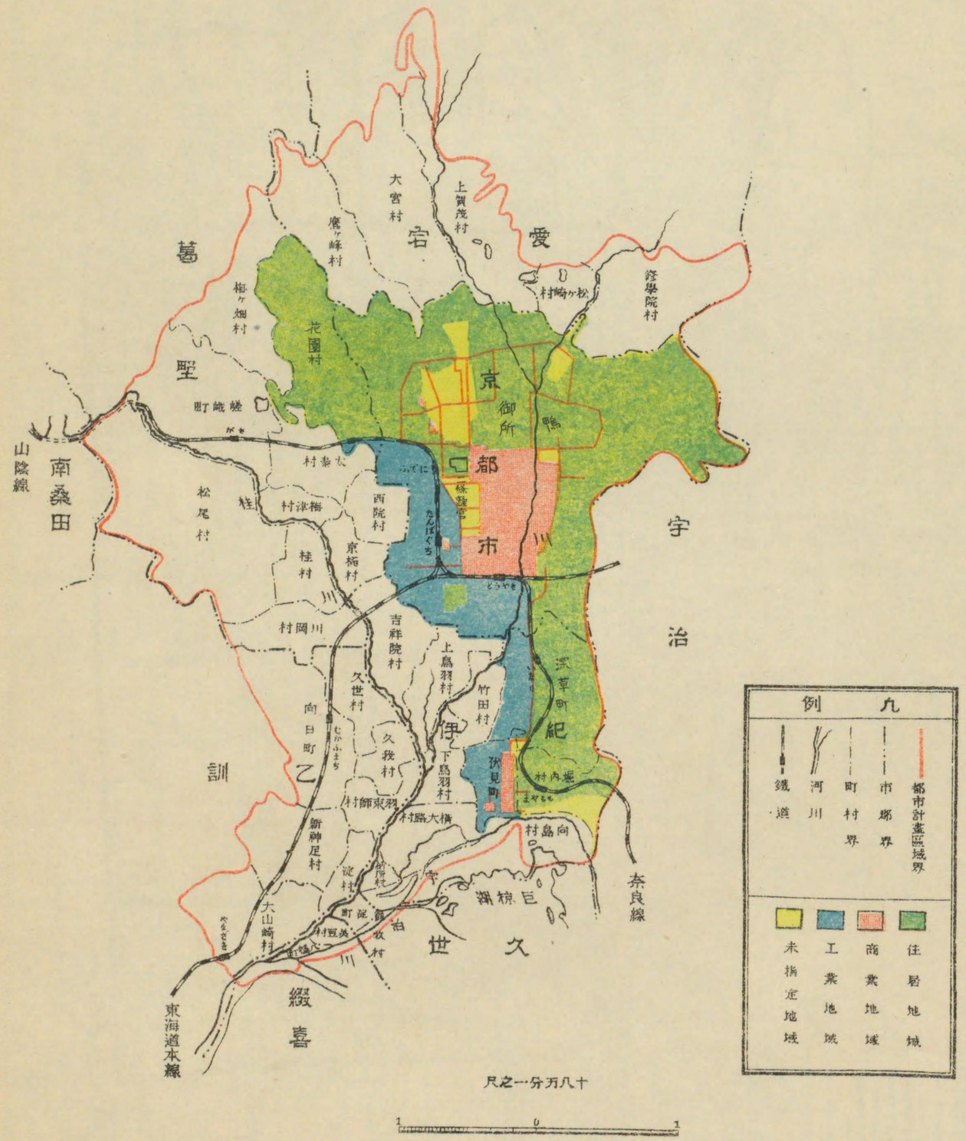

京都都市計畫道路幹線及防火地區圖

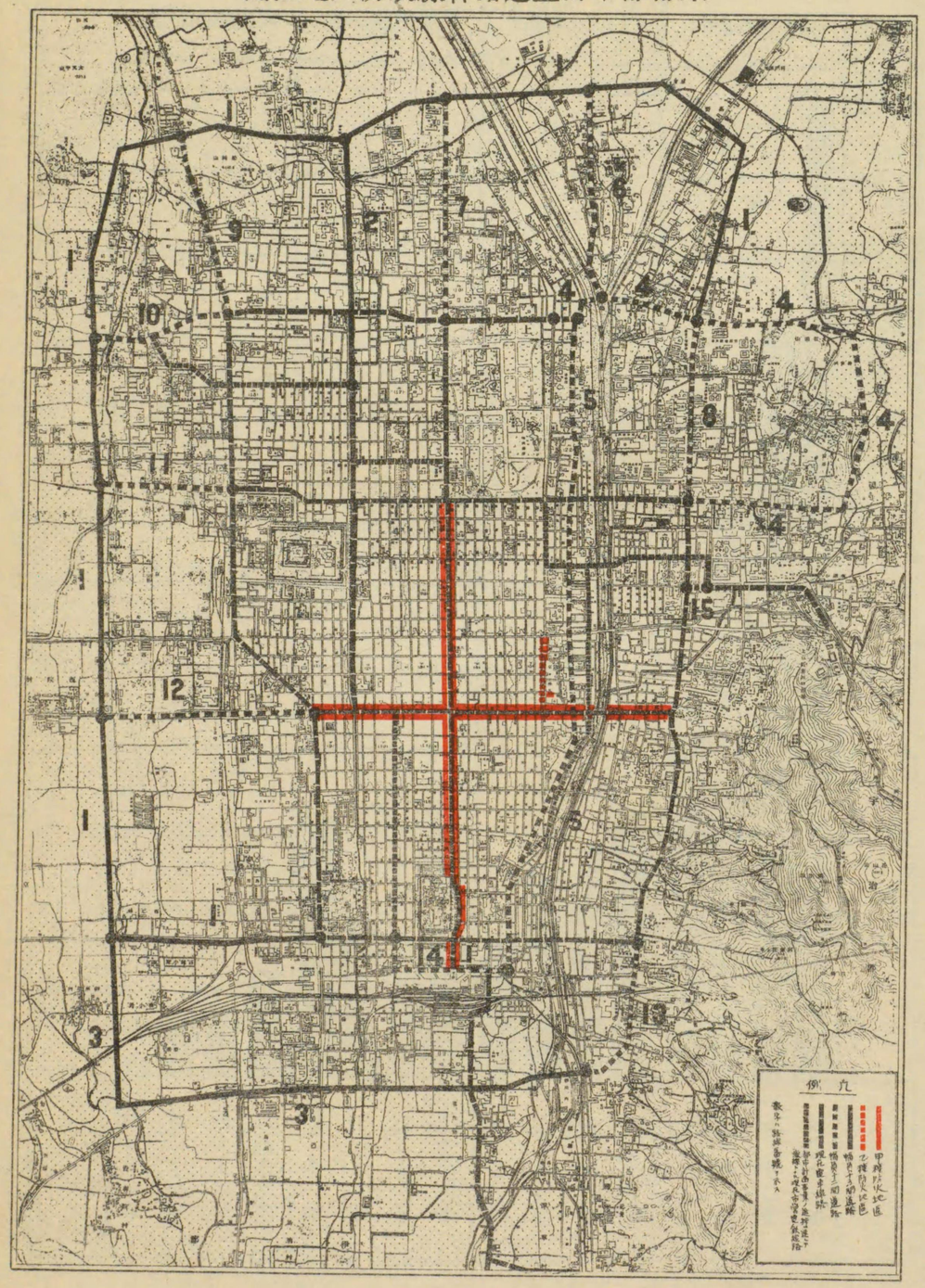

京都市内建築工事坪數累年比較

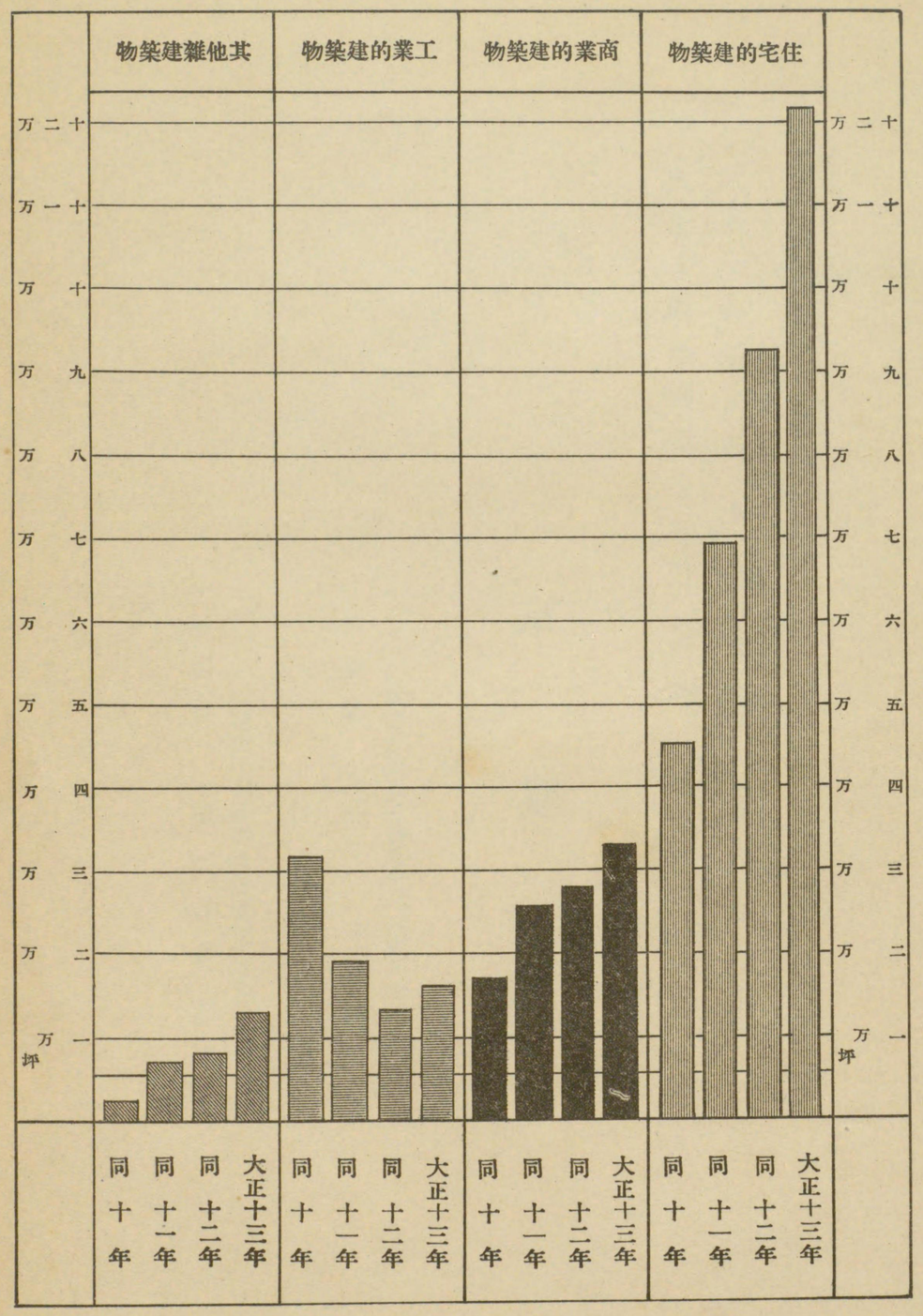

大正十四年五月十日印刷
大正十四年五月十八日發行

京都府

京都市下京區柳馬場三條南入槌屋町
印刷者　桂千代造

京都市下京區柳馬場三條南入槌屋町
印刷所　株式會社似玉堂

大五十四年五月十八日
印刷者　柱　十　力　藏
京都市下京區間之町通六條南入
印刷所　株式會社秀英舍
京都市下京區間之町通三條南入
中村孝也
日野榮計
日野陽

京都帝國大學

中村孝也
京都市下京區間之町通三條南入
株式會社秀英舍
印刷所
日野榮計
日野陽
印刷者
柱　十　力　藏
大五十四年五月十八日